

平成31年度 青森県立美術館期限付臨時職員募集案内

次のとおり期限付臨時職員を募集します。

1 採用職種及び職務内容等

(1) 採用する職とその主な業務内容

職種	業 務 内 容
期限付臨時職員	青森県立美術館において、パソコンを使用した一般事務、電話対応及び来館者への案内対応などの業務を行います。

(2) 報 酬

時給 858円

- 通勤費分賃金が支給される場合があります。退職手当等は支給されません。
- 雇用保険法、厚生年金保険法及び健康保険法等の被保険者となります。

(3) 勤務場所

- 青森県立美術館 〒038-0021 青森市安田字近野 185

(4) 勤務時間等

- 勤務時間
週5日、29時間勤務
- 休暇制度
年次有給休暇、夏季休暇、服忌休暇ほか

(5) 委嘱期間

平成31年5月20日から平成31年8月12日まで

上記の勤務条件については、条例等の改正に伴い変更される場合があります。

2 採用予定人員

1名

3 応募資格

(1) 高等学校卒業以上の者

(2) 次のいずれにも該当しない者

- 成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む。)
- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 青森県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(3) 正職員、非常勤職員、行政実務嘱託員として県に勤務した経験のある方は受験することができません。また、それ以外で県に勤務した経験のある方(1年以下の臨時職員として県に勤務した経験のある方を除く。)は受験できない場合がありますので、あらかじめ当館へお問合せください。

4 応募の手続

応募に当たっては、下記(3)の書類を所定の期日までに提出してください。

(1) 応募先(問合先)

青森県立美術館

〒038-0021 青森市安田字近野 185

電話 017-783-3000 又は 783-5240(直通) Fax 017-783-5244

○ 郵送する場合は、封筒の表に「期限付臨時職員応募」と朱書きしてください。

(2) 受付期間

平成31年5月7日(火)まで。必着

○ 受付時間は、平日午前8時30分から午後5時00分まで

(3) 提出書類

(ア)履歴書

書式は市販のもので構いません(ただし、次の事項は必ず記入のこと)。また、顔写真(最近撮影のもの)を貼付してください。

- 氏名、生年月日、性別、住所、家族構成、学歴(中学校以上を年代順に記入)、職歴、資格・免許及び賞罰
- 連絡先の住所、郵便番号及び電話番号(採否連絡等に用いるので正確に。携帯電話など連絡が容易につく番号があれば、付記のこと。)

(イ)志望動機を記載した書類

- 180字～200字以内
- パソコン、ワープロで原稿を作成する場合は、A4版縦長の用紙に横書き、20ポイント程度の活字を用い、25字×18行程度の間隔で作成してください。
(手書きの場合は、市販の原稿用紙により作成してください。)

※ハローワークを通じて応募される方は、ハローワークの紹介状も一緒に提出してください。

※試験終了後の応募書類の返却はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

5 選考

(1) 面接試験

- 実施日時は、5月8日(水)までに個別に連絡します。会場は青森県立美術館で行います。(交通費等の費用は自己負担とします。)